

新 旧 対 照 表

(新)

平成28年度高知県中山間地域等訪問看護サービス確保対策事業費補助金
交付要綱（抜粋）

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、平成28年度高知県中山間地域等訪問看護サービス確保対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助目的及び補助対象事業）

第2条 県は、（略）予算の範囲内で補助金を交付する。

(1) 訪問看護師の派遣調整を行う体制整備に必要な経費

ア～エ、カ 略

オ あつたかふれあいセンターでの訪問看護普及啓発活動及び健康相談経費

第2条(2) ～ 第11条 略

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、同年3月25日から施行する。

2 この要綱は、平成29年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第6号から第11号まで、第9条第3項及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

3 略

(旧)

平成27年度高知県中山間地域等訪問看護サービス確保対策事業費補助金
交付要綱（抜粋）

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、平成27年度高知県中山間地域等訪問看護サービス確保対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助目的及び補助対象事業）

第2条 県は、（略）予算の範囲内で補助金を交付する。

(1) 訪問看護師の派遣調整を行う体制整備に必要な経費

ア～エ 略

オ その他訪問看護師の派遣調整体制整備に関する経費で知事が特に必要があると認める経費

第2条(2) ～ 第11条 略

附 則

1 この要綱は、平成27年4月8日から施行し、同年4月1日から適用する。

2 この要綱は、平成28年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第6号から第11号まで、第9条第3項及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

3 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則

1 この要綱は、平成27年7月22日から施行し、同年4月1日から適用する。

別表第1（第3条関係）

1 種別	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
1 訪問看護師の派遣調整を行う体制整備		(略)	定額
2 遠隔地域への訪問看護師派遣に係る不採算分の一部負担	26,375,000円	<p>該当する訪問看護については、下記1～3のとおりである。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 中山間地域又は知事が指定する地域に所在する医療機関から中山間地域又は知事が指定する地域に所在する利用者の家庭までの移動に要する時間が片道30分以上1時間未満</p> <p>当該訪問看護に対応する訪問看護基本療養費(保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士に限る。)、精神科訪問看護基本療養費(保健師、看護師、准看護師、作業療法士及び精神保健福祉士に限る。)、在宅患者訪問看護・指導料、精神科訪問看護・指導料、在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料又は退院調整指導費に対する特別地域訪問看護加算に相当する額に当該サービス提供回数を乗じて得た額を高知県訪問看護ステーション連絡協議会が補助した額</p>	定額

別表第2（第5条―第7条関係）

別記 略

略

別表第1（第3条関係）

1 種別	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
1 訪問看護師の派遣調整を行う体制整備		(略)	定額
2 遠隔地域への訪問看護師派遣に係る不採算分の一部負担	25,662,000円	<p>ただし、以下の訪問看護を実施した場合に限る。</p> <p>当該訪問看護の訪問看護基本療養費(保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士に限る。)、精神科訪問看護基本療養費(保健師、看護師、准看護師、作業療法士及び精神保健福祉士に限る。)、在宅患者訪問看護・指導料、精神科訪問看護・指導料、在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料又は退院調整指導費に対する特別地域訪問看護加算に相当する額</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 中山間地域に所在する医療機関から中山間地域又は知事が指定する地域に所在する利用者の家庭までの移動に要する時間が片道30分以上1時間未満</p>	定額

別表第2（第5条―第7条関係）

別記 略

略